

市川市地球温暖化対策実行計画

平成 19 年 7 月改正

市 川 市

目 次

1	基本的事項	
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画の目的・位置づけ	1
	(3) 計画の期間	2
	(4) 計画の範囲	2
	(5) 計画の対象	2
	(6) 基本方針	4
2	目標	5
	(1) 地球温暖化対策に関する目標	5
	(2) 活動目標	7
	(3) 目標達成の評価	7
3	環境配慮活動	8
	(1) 省エネルギー対策	8
	(2) 省資源対策	9
	(3) 建設工事関連対策	10
	(4) その他の取り組み	11
4	計画の推進・点検・見直し	12
	(1) 計画の推進、点検体制	12
	(2) 計画の見直し	15
5	職員に対する研修	16
6	取組結果の公表	16
7	資料編	17
	● 推進・点検・評価のための組織図	17
	● 様式類	18
	● 地球温暖化問題	26
	● 温室効果ガスの種類と発生源	26
	● 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	27
	● 国内における二酸化炭素排出量の推移	27
	● 旧計画における取組結果	28

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景

近年の環境問題は、都市化の進展をはじめ、生活様式の高度化、多様化など様々な要因によって引き起こされており、特に大量生産、大量消費、大量廃棄による社会活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊などといった地球的規模の環境問題を提起し、人類の生存基盤にまで影響を及ぼすに至っています。

こうした環境問題の中で温室効果ガスによる地球温暖化については、その影響が広域化及び長期化し、地域から地球規模にまで及ぶ問題として深刻視されており、その解決には、行政・事業者・市民等が協力し、一体となって取り組むことが求められています。

平成9年12月には、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までに我が国の温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）比で6%削減することを約束した京都議定書が採択され、平成17年2月に各国の批准により発効されたところです。

日本における温室効果ガスの排出量についても、平成16年度では基準年の1990年（平成2年）に対し、7.4%上回っている状況にあり、目標年までに13.4%の削減をしていく必要があります。

この取り組みとして、国では平成10年6月に地球温暖化対策推進大綱を策定し、同年10月には総合的かつ計画的な推進を目的に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、同法において地方公共団体は、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する実行計画の策定が義務付けられました。

そこで、市川市では、平成13年に市役所全体の総合的な環境配慮のための実行計画である「エコ・アップいちかわ21」を策定し、計画期間を平成13年度から17年度の5年間とし、市の全ての部局における事務及び事業活動に伴う省エネルギーや省資源等の環境負荷の低減に率先して取り組んできました。その結果、エネルギーの削減等に対する職員の意識は向上しているものの、温室効果ガスの削減としてみると目標値の達成は困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえて、地球温暖化への更なる積極的な取組対応として、引き続き、市として二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に向けた「地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

(2) 計画の目的及び位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に定める「地方公共団体実行計画」に基づくものであり、市川市の事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源化等温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するとともに、当該措置を実施し、市民や事業者の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間とします。
(目標の達成を評価する基準年度は、平成 11 年度とします。)

(4) 計画の範囲

本計画の範囲は、市が行う事務及び事業に関する事項を対象とします。
(ただし、外部へ委託して実施する事務及び事業については、環境配慮活動の協力を求めることとします。)

(5) 計画の対象

1) 温室効果ガスの種類

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項に規定する物質のうち、市の事務及び事業から排出される次の 4 物質とします。

温室効果ガスの種類	発 生 源
二酸化炭素 (CO ₂)	廃プラスチックの焼却 電気・ガス・ガソリン等燃料の使用
メタン (CH ₄)	廃棄物の焼却・し尿、汚水処理、自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物の焼却・し尿、汚水処理、自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車の走行(カーエアコンから漏出)

2) 温室効果ガスの排出状況（平成 11 年度）

（二酸化炭素換算）

温室効果ガスの種類	排出量（t）	排出割合（%）
二酸化炭素	67,889.9	92.7
一酸化二窒素	5,137.2	7.0
メタン	185.9	0.3
ハイドロフルオロカーボン	4.2	0.0
合 計	73,217.2	100.0

二酸化炭素及び一酸化二窒素で大部分を占めています。

温室効果ガスの抑制等の措置を講ずるにあたっては、排出割合の高いものを抑制することが効果的であるため、本計画の数値目標の設定対象ガスは、二酸化炭素及び一酸化二窒素とします。

メタン及びハイドロフルオロカーボンについては、環境配慮活動により削減を目指します。

2) -1 二酸化炭素の排出状況（平成 11 年度）

項 目	排出量（t）	排出割合（%）
廃プラスチックの焼却	42,818.4	63.1
電気	15,579.5	22.9
都市ガス	4,510.1	6.6
灯油	3,122.2	4.6
軽油	581.4	0.9
ガソリン	566.6	0.8
重油	418.1	0.6
LPG	249.3	0.4
自動車用 CNG・LPG	44.3	0.1
合 計	67,889.9	100.0

排出割合が最も高いのは廃プラスチックの焼却で、次に電気、都市ガス、灯油の順になっており、この 4 項目で約 97%を占めています。

軽油以下の項目は、それぞれ 1%未満でした。

2) -2 一酸化二窒素の排出状況（平成11年度）

（二酸化炭素換算）

項 目	排出量（t）	排出割合（%）
し尿処理	2,594.4	50.5
廃棄物の焼却	2,301.8	44.8
汚水処理	223.9	4.4
自動車の走行	17.1	0.3
合 計	5,137.2	100.0

し尿処理及び廃棄物の焼却で約95%を占めていることから、本計画における数値目標の設定対象項目はし尿処理及び廃棄物の焼却とします。

(6) 基本方針

- ①市川市が行うすべての事務及び事業について、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ②結果を公表していくことにより、計画の実効性を確保します。
- ③環境マネジメントシステムの手法により、エネルギー使用量等に関する点検・評価・継続的な改善を図り、計画を持続的に推進します。
- ④職員一人ひとりに温室効果ガスの排出抑制に対する意識の高揚を図ります。

2. 目標

(1) 地球温暖化対策に関する目標

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づいた、温室効果ガスの排出を抑制するための計画であるところから、次の数値目標の達成を図り、地球温暖化対策を積極的に推進します。

二酸化炭素及び一酸化二窒素（二酸化炭素換算）の排出量を合わせて、平成22年度までに、平成11年度比で

6.0%以上 の削減を目指します。

（廃棄物、廃プラスチックの焼却及びし尿処理も対象とします。）

① 廃棄物・廃プラスチックの焼却について

平成14年3月に廃棄物の処理計画として「いちかわじゅんかんプラン21」が策定され、循環社会を構築するため、市民・事業者・市のそれぞれが協働しながら、ごみの減量やリサイクルなどの取り組みについて推進しています。

そこで、本計画では「いちかわじゅんかんプラン21」の取り組みにより削減を目指すこととします。

② し尿の処理について

し尿の処理に伴い排出される一酸化二窒素は、二酸化炭素の310倍もの温室効果があります。この温室効果の高い一酸化二窒素を削減することは、温室効果ガスの排出抑制に大きく寄与します。

そこで、本計画ではこれまでのし尿処理状況の推移及び下水道整備事業などを勘案して削減を目指すこととします。

【項目別目標の内訳】

(二酸化炭素換算)

No	項 目	温室効果ガス排出量 (t)		削減率 (%)
		基準年度 (11 年度)	目標年度 (22 年度)	
1	電気	15,579.5	17,604.8	-13.0
2	都市ガス	4,510.1	4,419.9	2.0
3	LPG	249.3	154.6	38.0
4	重油	418.1	376.3	10.0
5	灯油	3,122.2	1,935.8	38.0
6	自動車用燃料 ガソリン 軽油 CNG LPG	1,192.3	977.7	18.0
7	可燃ごみの排出	29.2	24.8	15.0
8	廃プラスチックの焼却	42,818.4	39,821.1	7.0
9	廃棄物の焼却 (可燃ごみの排出を除く)	2,272.7	1,818.2	20.0
10	し尿処理	2,594.4	1,971.7	24.0
	合 計	72,786.2	69,104.9	5.1
	目 標	72,786.2	68,419.0	6.0

職員は、No1～No7 までの項目について、環境配慮活動によりそれぞれの目標達成を目指します。

(2) 活動目標

- ①電気の使用量を平成11年度比で **13.0%** の増加に留めます。
ただし、ISO14001 認証サイト内は **10.5%** 削減を目指します。
- ②都市ガスの使用量を平成11年度比で **2.0%** 削減を目指します。
ただし、ISO14001 認証サイト内は **14.0%** 削減を目指します。
- ③LPGの使用量を平成11年度比で **38.0%** 削減を目指します。
ただし、ISO14001 認証サイト内は **27.0%** 削減を目指します。
- ④重油の使用量を平成11年度比で **10.0%** 削減を目指します。
ただし、ISO14001 認証サイト内は **18.0%** 削減を目指します。
- ⑤灯油の使用量を平成11年度比で **38.0%** 削減を目指します。
ただし、ISO14001 認証サイト内は **72.5%** 削減を目指します。
- ⑥自動車用燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量を平成11年度比で **18.0%** 削減を目指します。
- ⑦可燃ごみの排出量を平成11年度比で **15.0%** 削減を目指します。

(3) 目標達成の評価

温室効果ガス排出抑制の目標達成への評価については、市が行う事務及び事業から排出される総量として捉えるため、電気等項目別での評価ではなくトータルとして評価することとします。

3. 環境配慮活動

(1) 省エネルギー対策

電気や都市ガスをはじめ、ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料を含むエネルギー使用量の削減を目指し、以下の対策を講じます。

また、より一層の省エネルギー対策を効果的に推進するため、「市川市省エネルギー対策検討会」を積極的に開催します。

①電気使用量の削減

- ・ 冷暖房温度は、冷房 28 度、暖房 18 度を目途に過度にならないように適切な調整に努める。
- ・ カーテンやブラインドを有効に利用し、室温の適正化を図る。
- ・ 昼休み時等の執務時間外は業務上特に必要な箇所を除き、一斉消灯するとともに、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・ 廊下、ロビーなど共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施するとともに、トイレ、給湯室等の使用後の消灯を徹底する。
- ・ エレベーターの利用を極力控え、階段を積極的に利用する。
- ・ 「ノー残業デー」や「ノー残業月間」の履行を徹底する。
- ・ 電気ポット等の厚生用電気器具の使用を極力止める。
- ・ 待機電力カットのため、電源 OFF とともに電源プラグを抜く。
- ・ 省エネルギー型の電気機器等の導入を推進する。
- ・ 冷暖房機器の維持管理を適正に行い、冷暖房効率を適正に確保する。
- ・ 夏季の執務室における服装は、暑さをしのぎやすい軽装を心掛ける。
- ・ 冬季の執務室における服装は、暖房に頼り過ぎない服装を心掛ける。

②都市ガス・LPG使用量の削減

- ・ 冷暖房温度は、冷房 28 度、暖房 18 度を目途に過度にならないように適切な調整に努める。
- ・ カーテンやブラインドを有効に利用し、室温の適正化を図る。
- ・ 省エネルギー型機器等の導入を推進する。
- ・ 冷暖房機器の維持管理を適正に行い、冷暖房効率を適正に確保する。
- ・ ガスレンジは適正に使用し、無駄なガスの消費を防ぐ。
- ・ 給湯機の口火を適時消火する。
- ・ 冷温水発生機の運転管理を徹底し、無駄なガスの消費を防ぐ。

- ・夏季の執務室における服装は、暑さをしのぎやすい軽装を心掛ける。
- ・冬季の執務室における服装は、暖房に頼り過ぎない服装を心掛ける。

③重油・灯油使用量の削減

- ・暖房温度は、18度を目途に過度にならないように適切な調整に努める。
- ・ボイラー等暖房機器の維持管理を適正に行い、暖房効率を適正に確保する。
- ・冬季の執務室における服装は、暖房に頼り過ぎない服装を心掛ける。

④ガソリン・軽油等自動車燃料使用量の削減

- ・アイドリングストップの励行を徹底する。
- ・急加速、急発進、空吹かし等を抑制し、エコドライブを心掛ける。
- ・公共交通機関やリサイクル自転車を積極的に利用する。
- ・冬期（11月～1月）に実施されるノーカーデーを極力実施する。
- ・車両の点検、整備の励行を図る。
- ・低公害車、低燃費車の導入を推進する。
- ・庁用車の共有化を推進し、車両総台数の削減に努める。

(2) 省資源対策

用紙類の使用量の削減や備品購入量の見直し、さらにリサイクル等を進めることにより、省資源化を推進します。

また、同時にごみ排出量の削減を目指し以下の対策を講じます。

①ごみ排出量の削減

- ・ごみの分別を徹底する。
- ・使用済み封筒、ファイル等事務用品の再使用を徹底する。
- ・マイバッグの利用を徹底する。
- ・機器や商品の購入に際しては、ごみの発生に繋がる物品は購入しないよう留意する。
- ・事務及び事業に係る物品等は、余剰とならないよう適性量の購入に努める。

②リサイクル等の推進

- ・用紙類やビン、缶、ペットボトル等資源化物の分別を徹底する。
- ・生ごみのコンポスト化を推進する。
- ・事務機器、消耗品等の購入に際しては、リサイクル可能商品を選択する。

③水使用量の削減

- ・必要以上の洗車は控える。
- ・節水コマ等により、節水を徹底する。
- ・漏水点検を徹底する。
- ・水使用機器を購入する際は、節水型を導入する。

④用紙類使用量の削減

- ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・資料等の簡素化を図る。
- ・資料等の配布部数は、余剰をとらないよう適正量とする。
- ・庁内連絡文書等の簡素化を図る。
- ・片面使用済み用紙を利用する。
(ただし、個人情報等慎重な取り扱いが必要なものは除く。)
- ・庁内 LAN を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。

⑤備品の効率的利用による購入量の削減

- ・備品等を別組織間でも積極的に利用することにより、重複購入を見直す。
- ・備品等の購入に際しては、ライフサイクルアセスメントの考え方を導入し、買い換え時期や購入量を決定する。
- ・備品等は大切に使用するとともに、適時修繕等を行い長期間使用するよう努める。

(3) 建設工事関連対策

公共工事をできる限り環境配慮型としていきます。特に公共施設の整備にあたっては、計画段階から検討を行い、環境負荷低減のための施策を講じます。

- ・公共事業に起因する環境への負荷を低減するために「市川市公共事業環境検討会」を積極的に開催する。
- ・公共事業を実施する際は、実施部局において「市川市公共事業環境配慮指針」に基づき、次の地球環境保全への配慮について十分検討し、環境配慮型工事に努める。

○地球環境保全への配慮

環境配慮項目	対応方法
温室効果ガス排出量の削減（施設の使用による二酸化炭素等温室効果ガス排出量の削減を推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然エネルギー、未利用エネルギー等（太陽光、風力、排熱・排ガス）の有効な活用 ・ 建築物の断熱性等の向上 （外断熱構造物の採用、屋上緑化・壁面緑化の推進、風を取り入れやすい構造や光の利用促進） ・ 省エネルギー型機器の設置 （省エネ型照明器具の利用、省電力タイプの機器の設置） ・ 深夜電力使用機器の設置 （夜間電力を利用した空調機器の設置）
水循環に配慮した有効な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形状の変化に伴う透水性の変化を最小限にする （透水性舗装、浸透マス、雨水の一時貯留） ・ 中水利用
廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の分別・リサイクルの徹底 ・ 施設稼働時における廃棄物の分別・リサイクルの徹底 （分別場所の設置）
高炉セメントの利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントの積極的な利用 ・ グリーン購入法で定めたエコ商品の積極利用

（4）その他の取り組み

平成13年1月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境を考慮した物品の計画的な購入に努めます。

省エネ施策やごみ減量等への市民・事業者への理解を醸成し、計画の目的でもある「市民や事業者の意識の高揚」を図ります。

①グリーン購入の推進

- ・ 毎年度作成する調達方針に基づき、環境配慮型物品を積極的に購入する。

②市民、事業者との協力

- ・ 環境家計簿及び環境保全協定に係る取り組みを推進することにより、市民や事業者におけるごみの減量化を図る。
- ・ 簡易包装など、省資源化への理解や協力を求める。
- ・ 公共施設利用時の節電や節水への理解と協力を求める。

- ・環境配慮型工事への理解や協力を求める。
- ・環境ボランティア活動を推進及び促進する。

③委託事業者との協力

- ・業務委託により市の施設に常駐する社員に対し、省エネルギー・省資源化への理解や協力を求める。
- ・委託により市の施設外において行う業務についても、省エネルギー・省資源化への理解や協力を求める。

4. 計画の推進・点検・見直し

本計画の推進にあたっては、「環境調整会議」及び「環境マネージャー全体会議」を活用します。

また、省エネルギー対策を効果的に推進するために、「市川市省エネルギー対策検討会」を活用し、環境配慮型の公共事業を推進するために「市川市公共事業環境検討会」を活用します。

計画の進行管理は、各部等を実行組織として位置付け、各実行組織ごとに行うことを基本とします。

なお、ISO14001 認証サイト内は、その推進体制を本計画にも適用します。

(1) 計画の推進・点検体制

本計画の推進及び点検に係る組織と役割を次のとおり示します。

①市長を環境マネジメント統括者とします。

【推進・点検・評価に係る役割】

- ・環境配慮に係る取組方針等について、環境マネジメント責任者に指示するものとします。
- ・必要に応じて、環境調整会議からの意見を聴くものとします。

②環境清掃部長を環境マネジメント責任者とします。

【推進に係る役割】

- ・計画を推進するための事項を、環境マネジメント実行責任者に指示するものとします。
- ・各実行組織の環境マネジメント実行責任者からの報告を基に、毎年度の取組結果を環境マネジメント統括者に報告するものとします。
- ・計画の推進等に関する調整を図るため、必要に応じて環境調整会議に付

議するものとしします。

- ・適時、環境マネージャー全体会議を開催し、計画の進捗状況や目標の達成状況等を報告するものとしします。

【点検・評価に係る役割】

- ・環境マネジメント実行責任者からの報告を取りまとめ、環境マネージャー全体会議に報告するものとしします。
- ・各実行組織の報告内容に不備が認められた際は、点検等のやり直しを決定し、該当組織に実施させるものとしします。
- ・環境マネージャー全体会議による評価結果を基に、今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、環境調整会議に報告するものとしします。
- ・今後の計画推進に係る方向性等について環境マネジメント統括者に報告し、承認を受けるものとしします。

【職員に対する研修等に係る役割】

- ・環境マネジメント実行責任者、環境マネージャー、環境マネジメント指導員、環境マネジメント推進員に対し、法律等の法制度に関する事項やこれに基づく国・県の動向について適切な情報を提供するものとしします。
- ・全職員に対し、地球温暖化対策等に関する研修の機会を提供するものとしします。
- ・全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供するものとしします。
- ・先進的な環境配慮事例等を積極的に紹介するものとしします。

③環境清掃部次長を環境マネジメント副責任者としします。

【役割】

- ・環境マネジメント責任者を補佐し、必要に応じてこれを代理するものとしします。

④環境政策担当内に実行計画推進事務局を置きます。

【役割】

- ・環境マネジメント責任者の事務を所管するものとしします。

⑤各部長を環境マネジメント実行責任者とし、部単位を実行組織と位置づけます。

【推進に係る役割】

- ・環境マネジメント責任者からの指示を受け、部における取組方針を決定するものとします。
- ・取組方針に基づき、各課等の取り組みの推進を、環境マネジメント指導員に指示するものとします。

【点検・評価に係る役割】

- ・環境マネージャーからの報告書を承認し、環境マネジメント責任者に報告するものとします。

- ⑥各次長を環境マネージャーとし、環境マネジメント実行責任者の補佐と位置づけます。

【推進に係る役割】

- ・環境マネジメント指導員に対し、環境マネージャー全体会議での決定事項及び環境マネジメント責任者からの情報等を適時提供するものとします。
- ・その他、環境マネジメント実行責任者を補佐し、計画を推進するものとします。

【点検・評価に係る役割】

- ・環境マネジメント指導員からの報告等を取りまとめ、環境マネジメント実行責任者に報告するものとします。

- ⑦環境マネージャー全体会議を環境マネジメント責任者の諮問会議として位置づけます。

【推進に係る役割】

- ・環境マネジメント責任者から提供された情報を基に、今後の取り組み等について協議・検討を行うものとします。

【点検・評価に係る役割】

- ・環境マネジメント責任者からの毎年度の報告等を基に、評価を行うものとします。

- ⑧各課長（課の名称を用いない部署にあっては課長相当職）を実行組織内の環境マネジメント指導員とします。

【推進に係る役割】

- ・環境マネジメント推進員を選任するものとします。
- ・環境マネジメント実行責任者からの指示に基づき、環境マネジメント推

進員に対し、環境配慮活動を指示するものとします。

【点検・評価に係る役割】

- ・環境マネジメント推進員からの報告書等を確認し、環境マネージャーに報告するものとします。

⑨環境マネジメント推進員は環境マネジメント指導員が指名した者を充てることとします。

【推進に係る役割】

- ・各課等構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示するものとします。

【点検・評価に係る役割】

- ・各課等のエネルギー使用量等に関し、点検・評価を行うものとします。
- ・点検結果等については、以下の報告書を作成し、様式 1、様式 2、様式 5 を実行計画推進事務局に提出するものとします。

○様式 1 エコオフィス活動実態調査表（各課・施設用）

○様式 2 エコオフィス活動実態調査表（施設管理業務担当課用）

○様式 3 エコオフィス活動監視・測定記録票（月次・自己評価用）

○様式 4 エコオフィス活動監視・測定記録票（月次・課内用）

○様式 5 エコオフィス活動監視・測定記録票

【職員に対する研修等に係る役割】

- ・必要に応じて構成員に対し、独自の研修等を行うものとします。なお、実施にあたっては、環境マネジメント実行責任者に報告するものとします。

⑩各実行組織における環境マネジメント指導員及び環境マネジメント推進員以外の職員を構成員とします。

【役割】

- ・環境マネジメント推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践するものとします。
- ・環境マネジメント責任者が主催する研修及び環境マネジメント推進員が実施する研修等に積極的に参加するものとします。
- ・エネルギー使用量等を適時環境マネジメント推進員に報告するものとします。

(2) 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に実行され、温室効果ガス

の排出量が削減されたかどうかを毎年度確認します。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動の内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行います。

5. 職員に対する研修等

(1) ISO14001 認証サイト内

計画を推進する職員に対し、ISO14001 の研修の場を活用し、職員への普及、啓発を図ります。

(2) ISO14001 認証サイト外

計画を推進する職員に対し、各実行組織ごとに研修の場を設け、職員への普及、啓発を図ります。

6. 取組結果の公表

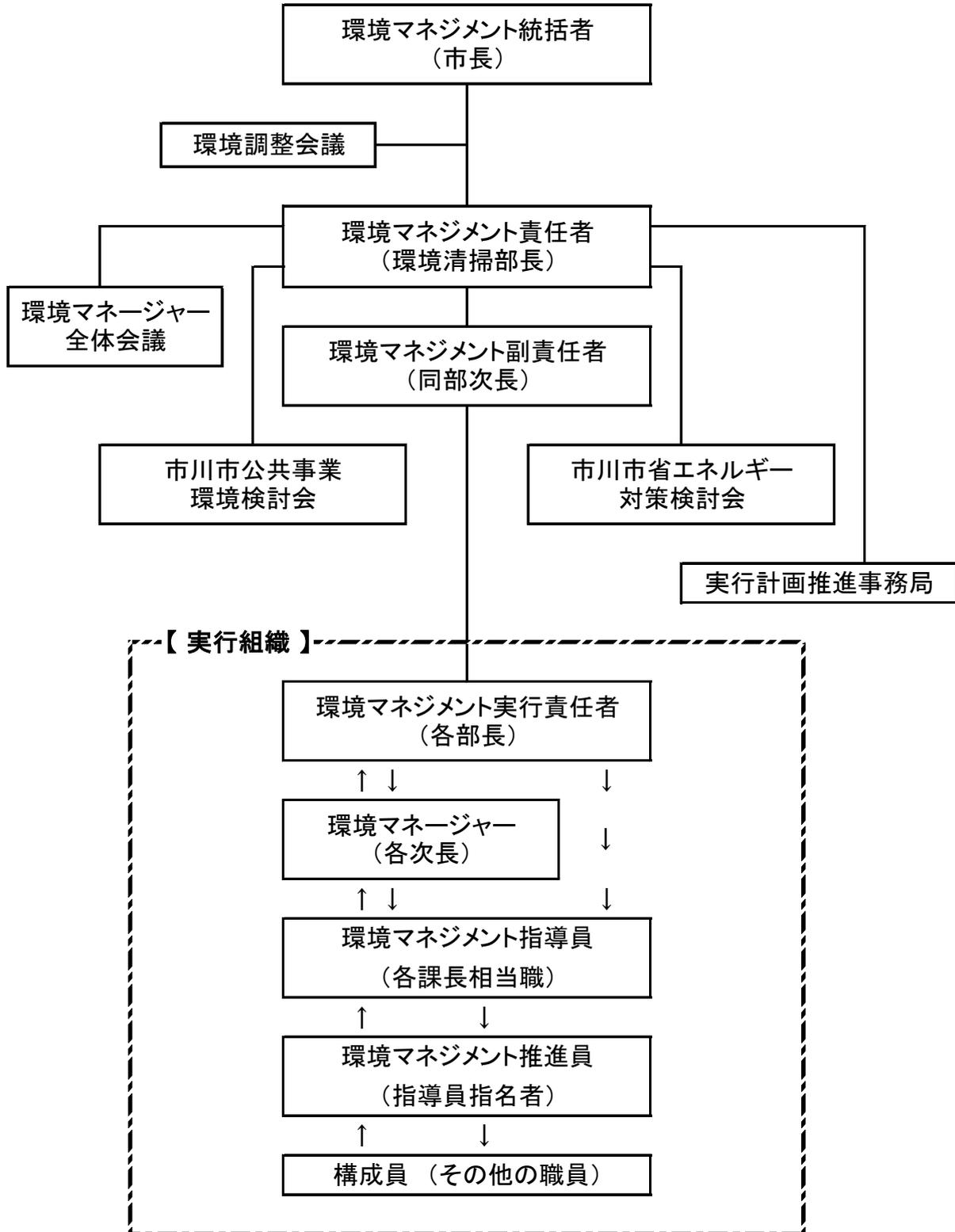
本計画の取組結果については、環境白書や市川市ホームページ等を通じて公表することとします。

また、職員への情報提供については、庁内LAN等により積極的に行います。

7. 資料編

● 推進・点検・評価のための組織図

【 管理組織 】



●様式類

様式 1〔市川市地球温暖化対策実行計画用〕

エコオフィス活動実態調査票（各課用・施設用）

作成日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

平成 年度 半期分

課名	施設名	環境マネジメント指導員名	電話
職員数	その他3日以上勤務する所属員数	庁舎管理受託者数	職員総数(左記の合計)

○用紙類の購入状況

	サイズ	購入枚数		サイズ	購入枚数
コピー用紙 (PPC用紙等)		枚	コピー用紙 (PPC用紙等)		枚
		枚			枚
		枚			枚

※他の課の使用分も購入しているときは、その購入分も含めて下さい。

○公用車(貴課管理車両)の燃料購入量

使用燃料	購入量	単位	車種	台数	走行距離
				台	km
				台	km
				台	km
				台	km
				台	km
				台	km

※使用燃料・・・ガソリン、軽油、天然ガス等

※車種・・・普通乗用、軽乗用、普通貨物、小型貨物、軽貨物、バス、特殊用途車、バイク等

○車両以外の燃料購入量(草刈機、ポンプ等)

種類	使用燃料	台数	購入量
		台	L
		台	L

○ごみの排出量

クリーンセンターに職員が 直接持込み処理した可燃ごみ	kg
-------------------------------	----

★年度末において、使用量・排出量が基準年度より増加した場合は、原因を記入してください。

--

様式 2〔市川市地球温暖化対策実行計画用〕

エコオフィス活動実態調査票（施設管理業務担当課用）

作成日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

平成 年度 半期分

管理課名	施設名	環境マネジメント指導員名	電話
------	-----	--------------	----

○エネルギー等消費量

エネルギー等の種類		使用量	備考
1	電 力	kWh	
2	都 市 ガ ス	m ³	
3	L P G	m ³	
4	灯 油	L	
5	重 油	L	
6	軽 油	L	非常用発電機用として
7	ガ ソ リ ン	L	非常用発電機用として
8	※ 水 道 水	m ³	

※水道水等で2ヵ月に1度の検針の場合には、下表の通り換算して入力してください。

	上半期	下半期
検針が偶数月	3月～8月分	9月～2月分
検針が奇数月	4月～9月分	10月～3月分

○ゴミの排出量

施設から排出する可燃ごみ (様式11入力量以外)	kg
-----------------------------	----

★年度末において、使用量・排出量が基準年度より増加した場合は、原因を記入してください。

--

エコオフィス活動監視・測定記録票（様式3）の記載要領

〔電気使用量の削減〕

●ブラインドやカーテンの有効利用

エアコンを効率よく使うために、ブラインドやカーテンを有効利用（熱の出入りをカット）したかの確認です。

- ・評価については、指導員又は指導員が指名した職員が判断し、全員が同じ点数を記入してください。

●空調機器のこまめなスイッチ管理

集中管理している全庁エアコンについては、各課においてファンコントロールによる室温調整を行ったか、独立のエアコン（面談室・会議室等に設置されているエアコンを含む。）が設置されている課においては、温度管理マニュアルに基づき適切に室温管理を行ったかの確認です。

- ・評価については、指導員又は指導員が指名した職員が判断し、全員が同じ点数を記入してください。

●不要時の消灯の徹底

昼休みに執務が必要なとき（窓口業務など）、市民が来庁する場所を除き、昼休み時及び時間外勤務時において、不要な場所の消灯（必要最小限の点灯）を行ったかの確認です。

- ・評価については、指導員又は指導員が指名した職員が判断し、全員が同じ点数を記入してください。

●OA機器不使用時のスイッチOFF

自席のOA機器又は課に設置されているOA機器について、長時間使用しない場合にスイッチをOFFにしているかの確認です。

- ・職務上、OA機器を使用しない職員は、記入欄に「－」を記入してください。

●エレベーターの利用自粛

職員は、極力階段を使用することとなっています。日常、階段を使用したかどうかの確認です。

- ・体調不良等により常時エレベーターを利用されている職員は、点数記入欄に「－」を記入してください。
- ・エレベーターの設置されていない庁舎に勤務する職員は、点数記入欄に「－」を記入してください。ただし、エレベーターの設置されている庁舎を利用した場合は自己評価してください。

●ノー残業デーの徹底

毎週木曜日は、ノー残業デーとなっています。ノー残業デーが守られたかどうかの確認です。

〔水使用量の削減〕

●日常の節水の励行

洗面・手洗い時に、必要以上に水を使用していないかどうかの確認です。

〔燃料使用量の削減〕

●徒歩やリサイクル自転車の活用

職務で庁外に出る場合、徒歩や自転車で移動が可能な距離（たとえば、本庁舎から分庁舎 B 棟まで）であれば、公用車（バイク含む）を使わないようにしているかどうかの確認です。

・期間中、徒歩や自転車で移動が可能な距離までの外出をする機会がなかった職員は、点数記入欄に「－」を記入してください。

●アイドリングストップの徹底

公用車（バイク含む）の停車中や駐車中にエンジンを止めているかの確認です。（信号待ちや渋滞している時のことではありません。）

・公用車（バイク含む）の運転をしない職員又は期間中に運転する機会がなかった職員は、点数記入欄に「－」を記入してください。

〔ごみ排出量の削減〕

●マイバッグの利用

昼の弁当、消耗品等を購入に出かける際に、バッグや袋を持参し、販売店のレジ袋・紙袋等を貰わないようにしているかの確認です。

マイバッグとは、循環型社会推進担当から各課に配布されたバッグのほか、自分で用意をしたビニール袋や紙袋なども含みます。

・マイバッグを使用する機会がなかった職員は、点数記入欄に「－」を記入してください。

〔リサイクルの推進〕

●リサイクルの徹底

ペットボトル、ダンボール、両面使用済用紙（個人情報等、慎重な取扱いが必要なものを除く。）等リサイクルが可能なものについて、ごみ箱に捨てずに、リサイクルボックス等、所定の場所に分別排出したかの確認です。

〔用紙類使用量の削減〕

●ミスコピーの防止

コピーを行う時に、サイズ、方向、枚数などを必ず確認し、無駄なコピーや失敗をしないようにしているかの確認です。

●使用済み用紙等の裏面利用

片面しか使用していない用紙の裏面を有効利用しているかの確認です。(たとえば、コピー用紙・事務連絡用紙・メモ用紙など)

ただし、使用面に個人情報に記載されている等、慎重な取扱いが必要な使用済用紙については対象外とします。各課の判断により、適正な処理をお願いします。

●資料の簡素化

会議資料・関係課配布資料・各種団体配布資料等について、配布部数を的確に把握し、無駄な部数を作っていないかの確認です。

- ・このような事務に携わらなかった職員は、点数記入欄に「-」を記入してください。

●両面印刷・両面コピーの徹底

印刷やコピーをする際に、片面印刷、片面コピーを指定されているもの以外について両面コピーを行っているかの確認です。

なお、コピー機の性能上、両面コピーが不可能な場合は、両面コピーの徹底については、評価の対象外とします。

●庁内LANの積極的利用

各課への事務連絡等、庁内LANを使っても差し支えない通知について、紙での配布ではなく庁内LANを利用しているかの確認です。

- ・各課への通知等を発信する事務に携わらなかった職員は、点数記入欄に「-」を記入してください。

[平均点の算出方法]

小数点以下第2位を切り捨てて、小数点第1位の数値を記入してください。

様式 4〔市川市地球温暖化対策実行計画用〕

エコオフィス活動監視・測定記録票(月次・課内用)

課名	
指導員名	
作成日	平成 年 月 日

取組期間		平成 年 月 日 ~ 月 日			
取組項目		評価結果	合計	該当者数	平均
電気使用量の削減	ブラインドやカーテンの有効利用				
	空調機器のこまめなスイッチ管理				
	不要時の消灯の徹底				
	OA機器不使用時のスイッチOFF				
	エレベーターの利用自粛				
	ノー残業デーの徹底				
水使用量の削減	日常の節水の励行				
燃料使用量の削減	徒歩やリサイクル自転車の活用				
	アイドリングストップの徹底				
ごみ排出量の削減	マイバッグの利用				
リサイクルの推進	リサイクルの徹底				
用紙類使用量の削減	ミスコピーの防止				
	使用済み用紙等の裏面利用				
	資料の簡素化				
	資料の配布部数の適正化				
	両面印刷・両面コピーの徹底				
	庁内LANの積極的利用				
評価基準	平均点が4.0未満の場合は、原因を把握し改善策を講じる。※平均点は少数点第2位を切り捨てる。				

	取組が不十分な項目(4.0未満)	原因	改善策
指導員評価			

様式 5〔市川市地球温暖化対策実行計画用〕

エコオフィス活動監視・測定記録票

作成日 平成 年 月 日

平成 年度

課名	施設名	環境マネジメント指導員名	連絡先

○各課におけるエコオフィス活動への自主的な取り組み

取組計画	取組項目	
	目標 (期待効果)	
	取組内容 (具体的行動)	
取組状況	上半期 進捗状況	
	年間 取組結果	

※取組計画は年度初めに、取組状況は半期ごとに記入して、課内に周知してください。

○エコオフィス活動(計画及び運用手順)の実施状況について;評価平均一覧

取組項目		取組期間													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
電気使用量の削減	ブラインドやカーテンの有効利用														
	空調機器のこまめなスイッチ管理														
	不要時の消灯の徹底														
	OA機器不使用時のスイッチOFF														
	エレベーターの利用自粛														
	ノー残業デーの徹底														
水使用量の削減	日常の節水の励行														
燃料使用量の削減	徒歩やリサイクル自転車の活用														
	アイドリングストップの徹底														
ごみ排出量の削減	マイバッグの利用														
リサイクルの推進	リサイクルの徹底														
用紙類使用量の削減	ミスコピーの防止														
	使用済み用紙等の裏面利用														
	資料の簡素化														
	資料の配布部数の適正化														
	両面印刷・両面コピーの徹底														
	庁内LANの積極的利用														
【評価基準】 5: 実行した 4: ほとんど実行した 3: しばしば実行した 2: ときどき実行した 1: ほとんど実行できなかった 0: 実行できなかった ※該当しない項目は「-」を記入															

○エコオフィス活動の実施状況が不十分な項目(評価4.0未満)についての改善策の評価

取組項目	時期	評価	改善策の内容	改善策の効果

●地球温暖化問題

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、

- ①海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ②豪雨や干ばつなど異常現象の増加
- ③生態系への影響や砂漠化の進行
- ④農業生産や水資源への影響
- ⑤マラリアなどの熱帯性感染症の発生増加

などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

●温室効果ガスの種類と発生源

種 類	主な発生源	対 策	市役所の発生源
二酸化炭素	産業、民生運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど	電気、都市ガス、LPG、ガソリン、重油、軽油、灯油の使用
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの産業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など	自動車の走行、し尿処理、汚水処理、廃棄物の処理
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良など	自動車の走行、し尿処理、汚水処理、廃棄物の処理
ハイドロフルオロカーボン	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換など	公用車、施設備品
パーフルオロカーボン	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など	
六フッ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など	

●地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条

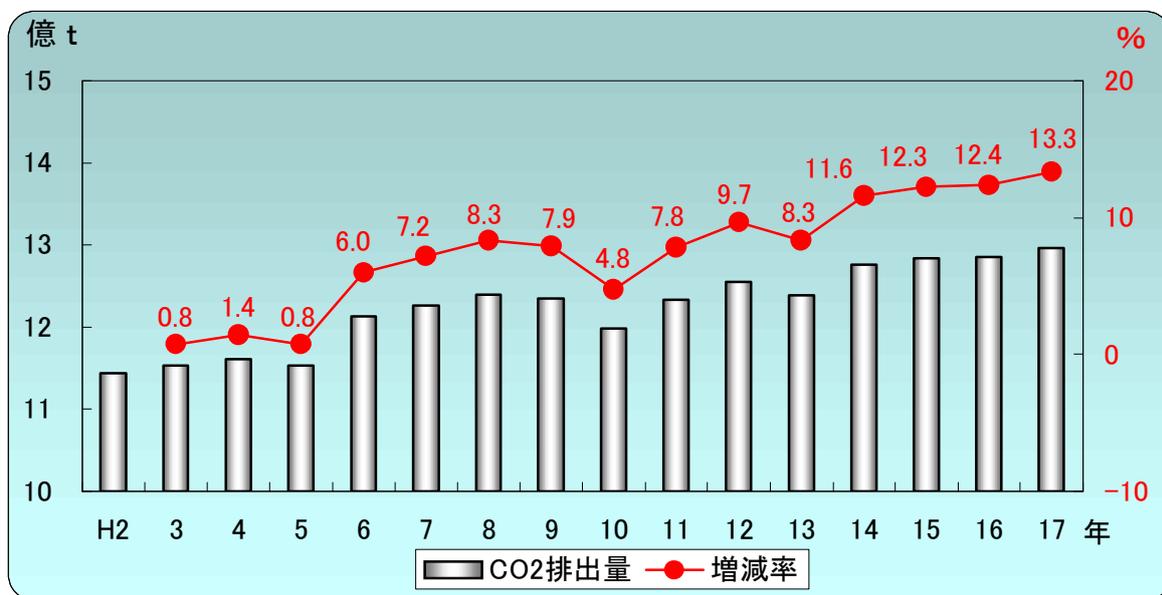
(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

●国内における二酸化炭素排出量の推移



【環境省発表（平成 17 年は速報値）】

京都議定書におけるわが国の温室効果ガス削減目標は、平成 2 年（1990 年）対比で平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までに、6%の削減が割り当てられています。

温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量が年々増加する中、平成 17 年比では約 18%の削減が必要になります。

●旧計画における取組結果

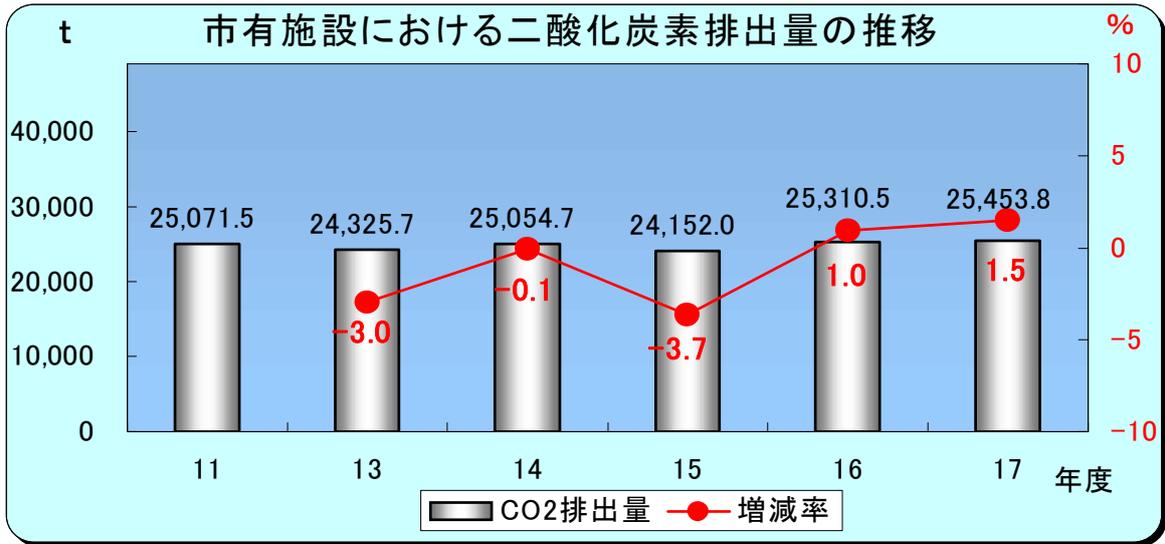
・市有施設におけるエネルギー使用量の推移

項目	11年度	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	使用量	使用量	増減率(%)								
電気(千kwh)	43,640	44,069	1.0	44,067	1.0	43,670	0.1	46,072	5.6	47,110	8.0
都市ガス(m ³)	2,097,699	2,032,821	-3.1	2,212,199	5.5	1,938,387	-7.6	2,157,492	2.9	2,058,050	-1.9
LPG(m ³)	41,270	45,417	10.0	42,791	3.7	42,531	3.1	41,661	0.9	39,271	-4.8
重油(L)	150,933	144,023	-4.6	166,965	10.6	159,844	5.9	145,573	-3.6	137,528	-8.9
灯油(L)	1,243,921	1,006,394	-19.1	1,110,101	-10.8	1,057,938	-15.0	1,027,384	-17.4	1,033,910	-16.9
ガソリン(L)	245,283	233,172	-4.9	241,418	-1.6	245,308	0.0	257,846	5.1	262,424	7.0
軽油(L)	220,229	156,693	-28.9	151,880	-31.0	112,479	-48.9	86,218	-60.9	91,201	-58.6
自動車CNG(m ³)	19,962	32,449	62.6	46,444	132.7	80,637	304.0	76,887	285.2	68,799	244.7
自動車LPG(L)	946	697	-26.3	509	-46.2	1,466	55.0	1,392	47.2	1,621	71.4

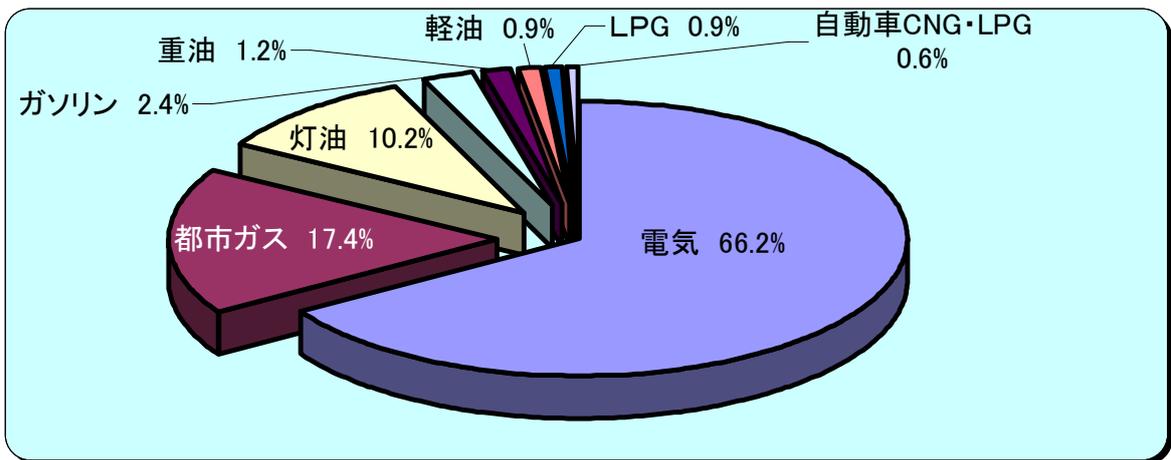
・市有施設における二酸化炭素排出量の推移

(排出係数・H11使用)

項目	11年度	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	排出量(t)	排出量(t)	増減率(%)								
電気	15,579.5	15,732.7	1.0	15,731.9	1.0	15,590.2	0.1	16,447.7	5.6	16,818.4	8.0
都市ガス	4,510.1	4,370.6	-3.1	4,756.2	5.5	4,167.5	-7.6	4,638.6	2.9	4,424.8	-1.9
LPG	249.3	274.3	10.0	258.5	3.7	256.9	3.1	251.6	0.9	237.2	-4.8
重油	418.1	398.9	-4.6	462.5	10.6	442.8	5.9	403.2	-3.6	381.0	-8.9
灯油	3,122.2	2,526.0	-19.1	2,786.4	-10.8	2,655.4	-15.0	2,578.7	-17.4	2,595.1	-16.9
ガソリン	566.6	538.6	-4.9	557.7	-1.6	566.7	0.0	595.6	5.1	606.2	7.0
軽油	581.4	413.7	-28.9	401.0	-31.0	296.9	-48.9	227.6	-60.9	240.8	-58.6
自動車CNG	42.9	69.8	62.6	99.9	132.7	173.4	304.0	165.3	285.2	147.9	244.7
自動車LPG	1.4	1.1	-26.3	0.8	-46.2	2.2	55.0	2.1	47.2	2.4	71.4
合計	25,071.5	24,325.7	-3.0	25,054.7	-0.1	24,152.0	-3.7	25,310.5	1.0	25,453.8	1.5



・二酸化炭素排出量の割合（平成17年度）



・電気使用量上位5施設の推移

